

オキットサービス契約約款

株式会社オキット

第1章 総 則

(総則)

第1条 株式会社オキット（以下「当社」とします。）は、「オキットサービス契約約款」（以下「約款」といいます。）を定め、契約者がこの約款を遵守することを条件としてオキットサービスを提供します。

2 契約者は、契約の申込み前に必ず本約款の内容を確認し、契約申込みを行った場合はその内容を承諾したものとみなします。

(約款の変更)

第2条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、この約款を変更することができるものとします。

(1) 約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。

(2) 約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的であるとき。

2 当社は前項の規定によりこの約款を変更する場合、変更後の約款の効力発生時期を定め、インターネットの利用その他の適切な方法により、相当の期間をもって、変更後の約款の内容および効力発生時期を契約者に周知するものとします。

(用語の定義)

第3条 この約款において、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
電気通信事業者	電気通信事業を営むことについて、電気通信事業法第11条第1項の登録を受けた方、同第16条第1項の規定による届出を行った方
電気通信サービス	電気通信設備を利用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
I S P (Internet Service Provider)	自社の通信設備と加入ユーザとを加入電話や専用線等で接続し、インターネットやインターネット上のコンテンツなどにユーザが接続できるようにする事業者
I C P (Internet Contents Provider)	インターネット上に、WWW (World Wide Web) サーバー等を設置し、情報提供サービスを営む事業者
オキットサービス	O K - n e t 、 O I X サービスの総称 L u x L i n e
オキットサービス利用契約	当社からオキットサービスの提供を受けるための契約
付加サービス	オキットサービスの各サービス種別にそれぞれ付加して提供するサービス

利用契約	オキットサービス利用契約の総称
変更契約	利用契約を変更する際に行う契約の総称
契約者	当社と利用契約を締結している法人等
サービス提供拠点	オキットサービスを提供する拠点
トランジットオプション	OIXサービス利用時のオプションインターネット接続サービス
コネクティビティサービス	ISPのバックボーンネットワークとICPのコンテンツを直接接続し、各ISP・ICPに対して、高速ネットワーク環境を提供するサービス
OIXハウジングサービス	コネクティビティサービスを利用するISPやICPを対象に、当社の管理する建物内でルータ・サーバー等の機材を収納するためのラックの提供、および維持・管理するサービス
マシンルーム	オキットサービスを提供するに当たり、当社が運営する場所 オキットサービス契約者の当該サービスに係る電気通信設備
ドメイン名	株式会社日本レジストリサービス（JPRS）または同様の機関によって割当てられている組織を示す名称
IPアドレス	インターネットプロトコルで定められているアドレス
ネームサーバー	ドメイン名を、IPアドレスに変換するコンピュータ
初期費用	利用契約および変更契約に基づき、契約者が一時金として支払う金額
月額料金	利用契約に基づき、契約者が1ヶ月を単位として支払う金額
消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法律の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

(利用規定)

第4条 当社は業務上必要性が認められた場合は、オキットサービスのサービス毎に利用規定を定めることができます。

(協議)

第5条 この約款に定めのない事項については、契約者と当社の協議によって定めることとします。

(特約)

第6条 当社は業務上必要性が認められた場合は、契約者と特約を定めることができます。

第2章 オキットサービスの提供範囲

(オキットサービスの提供範囲)

第7条 当社が提供するオキットサービスの提供範囲は日本国内とします。

第3章 利用契約

(利用契約申込)

第8条 オキットサービスの利用の申込をする場合は、当社所定の申込書に当該サービスの内容について必要な事項を記載したうえで提出するものとします。

(利用契約の締結)

第9条 当社は、オキットサービスの提供を受ける法人等と、オキットサービスに係る利用契約を締結します。

(利用契約の単位)

第10条 当社は、1の申込毎に1の利用契約を締結します。

(利用契約の成立)

第11条 利用契約は、利用申込に対して、当社がこれを承諾した場合に成立します。

(利用契約の種別)

第12条 利用契約には次の種別があります。

オキットサービス利用契約

(契約者による第三者に対するサービスの提供)

第13条 契約者がオキットサービスを用いて、第三者に独自のサービスを行う場合は、当社が別に定める方法により、当社の承諾を得るものとします。この場合、契約者は当該第三者に対し、当該利用契約を遵守させるものとします。

(利用契約申込の承諾)

第14条 当社が利用の申込を承諾した場合は、その旨を書面で通知します。当該利用契約の成立日はこの文書に記載されるものとします。

(サービス開始)

第15条 当社が利用申込を承諾した場合、契約者に対してサービス開始日・申込内容を明記したサービス開始のご利用案内を書面で通知します。

(利用契約申込の拒絶)

第16条 当社は次の各号に該当する場合には、オキットサービスの利用の申込を承諾しないことがあります。

- (1) オキットサービスの提供が技術上・設備上著しく困難なとき。
- (2) オキットサービスの申込者が、当該申込に係る契約上の料金または手続きに関する費用等の支払を怠るおそれがあると認められる客観的かつ合理的な理由があるとき。
- (3) オキットサービスの申込者が第27条（提供停止）に現に該当し、または該当するおそれがあると認められる客観的な事実があるとき。
- (4) 前各号の他、当社の業務遂行上、当該利用契約の締結に著しい支障があると判断するに足りる合理的な理由があるとき。

(最低利用期間)

第17条 オキットサービス利用契約における最低利用期間は、第15条（サービス開始）のサービス開始日から1年間とします。ただしサービス種別毎に当社が別に定める場合はこの限りではありません。

(サービス品目の変更等)

第18条 契約者は、オキットサービスにおけるサービス品目の変更等の請求を当社に行うことができます。なお、当該変更に伴う料金の扱いや違約金については、第32条の定めに従うものとします。

2 当社は、前項の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難であるなど、第16条（利用契約申込の拒絶）の定めに準じ、当社の業務遂行上支障がある場合は、その請求を受理しないことがあります。この場合は、その理由を契約者に通知します。

(サービス品目変更等の通知)

第19条 当社は契約者からサービス品目変更等の請求を承諾した場合は、契約者に対し当該変更内容について確認書を文書またはその他の方法で承諾の旨を通知します。

(権利の譲渡)

第20条 契約者は、契約者の事業譲渡等に伴い、オキットサービスの提供を受ける権利等、契約上の権利を譲渡する場合は、当社の承諾を受けなければその効力を生じません。

2 契約上の権利の譲渡の承諾を受けようとする場合には、当事者が連署した書面をもって当社に提出するものとします。ただし譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代える事ができます。

3 契約上の権利を譲渡する場合、譲受人は契約者が有していた一切の権利および義務を承継しま

す。

(契約者の地位の承継)

第21条 契約者である法人等による契約者の地位の承継があった場合には、契約者はその旨を直ちに当社に書面で通知するものとし、当社はその通知受領後、当該承継法人等に書面により通知を行い、当該利用契約を解除することができます。当社がこの解除権を行使しなかった場合には、承継した法人等は当該利用契約に基づく被承継契約者の当社に対する一切の権利および義務を承継したものとします。

(契約者の氏名等の変更)

第22条 契約者は、第8条（利用契約申込）に規定する申込書等に記載した事項に変更があった場合は、そのことを速やかに当社に届け出るものとします。

2 前項の届出があった場合は、当社はその届出のあった事実を証明する書類の提出を要求することがあります。

(契約者による利用契約の中途解約)

第23条 契約者が当該オキット利用契約を中途解約する場合は、当社に対し、解約日の30日前までにその旨を通知するものとします。その際、当該通知において解約の日とされた日までの期間が30日未満である場合は、解約の効力は、当該通知があった日から30日を経過する日に生じるものとします。

2 第28条（サービスの廃止）の規定によりオキットサービスの特定の種別のサービスが廃止された場合（第18条（サービス品目の変更等）の規定によりサービス品目に変更があった場合を除く）は、当該廃止の日に当該種別に係る当該利用契約が終了したものとします。

(当社が行う利用契約の解除)

第24条 当社は第27条（提供停止）各号のいずれかに該当する場合で、同条に定める提供の停止をされた契約者が、なおその事実を解消しない場合は利用契約を解除することができます。

2 当社は前項の規定にかかわらず、第27条（提供停止）各号のいずれかに該当する場合で、当社の業務の遂行に著しく支障を及ぼすと認められる合理的理由がある場合には利用の停止をすることなく、直ちに当該利用契約を解除することができます。

3 当社は、前2項の規定により利用契約を解除しようとする場合は、書面により契約者にその旨を通知します。

第4章 利用中止等

(提供中止)

第25条 当社は次の場合には、オキットサービスの提供を一時的に中止することができます。

- (1) 当社の電気通信設備の保守または工事のためやむを得ないとき。
- (2) 当社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ないとき。
- (3) 第26条（通信利用の制限）の規定によるとき。
- (4) 他の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、オキットサービスの提供を行うことが困難になったとき。

2 当社は、オキットサービスの提供を一時的に中止する場合には、契約者に対し7日以上前にその旨ならびに理由および期間を通知します。ただし、緊急等でやむを得ない場合は、この限りではありません。

(通信利用の制限)

第26条 当社は、電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがある場合は、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な通信その他公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取扱うため、オキットサービスを制限する措置をとることがあります。

2 当社は契約者が、当社の電気通信設備に重大な負荷を生じる行為をした場合は、利用を制限することがあります。

(提供停止)

第27条 当社は、契約者が次の各号に該当する場合は、オキットサービスの提供を停止することがあります。

- (1) 当該利用契約上の債務の支払を怠ったとき。
- (2) オキットサービスを違法に、または明らかに公序良俗に反する態様において利用したとき。
- (3) オキットサービスを直接または間接に利用するものが、他人に対し重大な支障を与える態様においてオキットサービスを利用したとき。
- (4) 当社の利用規定および運用規程を逸脱したとき。
- (5) その他当社がオキットサービスの提供を停止することが適切であると判断するに足りる客観的かつ合理的な理由があるとき。

2 当社は前項の規定によりオキットサービスの提供を停止する場合は、あらかじめその理由、提供停止をする日および期間を契約者に通知します。ただし、緊急等でやむを得ない場合は、事後に通知します。

(サービスの廃止)

第28条 当社はオキットサービスの特定の種別および品目のサービスを廃止する場合があります。

2 当社は前項の規定によりオキットサービスを廃止する場合は、契約者に対し、廃止する6ヶ月前までに書面によりその旨を通知します。

3 契約者は第1項のオキットサービスの廃止があった場合は、当社に請求することにより、他の種別および品目に変更することができます。この場合において、当該請求については第18条（サー

ビス品目の変更等) および第19条(サービス品目変更等の通知)の規定を準用します。

第5章 料金等

(利用料金等)

第29条 オキットサービスの利用料金および関連費用等(以下「利用料金等」とします。)は当社より別途契約者に提示することとします。

(利用料金等の支払義務)

第30条 契約者は第15条(サービス開始)に定めるサービス開始日以降、実際のオキットサービス利用の有無に係らず、第34条(利用料金等の支払方法)に定める方法により利用料金等を支払うこととします。ただし、当社の責によりオキットサービスが利用できなかった場合はこの限りではありません。

- 2 契約者は当社に対し、オキットサービスの利用に係る前条に規定した利用料金を利用契約毎に、第34条(利用料金等の支払方法)で定める方法で支払うものとします。
- 3 契約者は、第15条(サービス開始)に定めるサービス開始日より起算して、利用契約に基づいて当社が提供した最後の日までの期間(当該サービス開始日と当該最後の日が同日である場合は、1日。以下「サービス利用期間」とします。)について、利用料金等を支払う義務を負います。
- 4 第27条(提供停止)の規定によりオキットサービスの提供が停止された場合における当該停止の期間は、当該サービスに係る利用料金等の額の算出については、当該サービスの提供があったものとして取扱うものとします。

(月額料金の日割)

第31条 第15条(サービス開始)に定めるサービス開始日が暦月の初日以外の日、または第23条(契約者による利用契約の中途解約)に定める利用契約の解約の日が暦月の末日以外の日であった場合における当該月の利用料金等の額は、次の場合を除き、当該月におけるオキットサービスを提供した利用日数に応じて日割りします。

- (1) 最低利用期間を経過する前に中途解約があったとき。
- (2) 第24条(当社が行う契約の解除)の規定により解除されたとき。

(中途解約時等の違約金)

第32条 契約者は第17条(最低利用期間)に定める最低利用期間が経過する日以前に利用契約を変更・中途解約する場合は、当社に生じる平均的な損害の額として、次の各号に定める金額を違約金として支払うものとします。

- (1) 利用契約を中途解約する場合、当該解約日から最低利用期間満了日までの残余期間に対応する月額利用料金の合計額。

(2) 利用契約を変更し、月額利用料金が減額となる場合　変更前の月額利用料金から変更後の月額利用料金を控除した差額について、変更日から最低利用期間満了日までの残余期間分を乗じた合計額。

2 前号の規定は、利用契約の変更であっても、変更後の月額利用料金が変更前の額を上回るときは適用しません。

3 契約者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合、前2項の規定にかかわらず、違約金の額は月額利用料金の6か月分を上限とします。ただし、当該金額が同法第9条第1号に定める当社に生ずべき平均的な損害の額を超える場合は、当該平均的な損害の額を上限とします。

(1)

(利用料金等の減免)

第33条 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、第29条（利用料金等）、第30条（利用料金等の支払義務）で定める規定に係らず、臨時にその当該利用料金等を減免することがあります。

2 当社は前項の規定により利用料金等の減免を行った場合は、契約者に対し、書面その他の手段により、当該内容を通知します。

(利用料金等の支払方法)

第34条 契約者は、オキットサービスの利用料金等を、当社が指定する期日までに、指定する方法、金融機関等において支払うものとします。また、契約者と金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任がないものとします。

(前受金)

第35条 当社は利用料金等について、あらかじめ前受金を預かる場合があります。なお、前受金には利息を付さないものとして預かります。

(割増金)

第36条 オキットサービスの利用料金等を正当な理由なく免れた契約者は、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額を割増金として支払うものとします。

(延滞利息)

第37条 契約者はオキットサービスの利用料金等または割増金の支払を遅延した場合は、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、未払額に対する年率14.5パーセントの割合による延滞利息を当社に支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

(消費税相当額)

第38条 契約者が当社に対しオキットサービスに係る債務を支払う場合において、消費税法および同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるもの、ならびに地方税法および同法に関する法令の規定により当該地方消費税の支払が賦課されるものとされている場合は、契約者は、当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

(端数処理)

第39条 当社は、利用料金等の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第6章 損害賠償

(損害賠償の範囲)

第40条 当社の責に帰すべき事由によりオキットサービスが全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。）が生じた場合において、当社が、当該状態が生じたことを知った時刻から60分以内に、あらかじめ契約者が指定した連絡先に通知しなかった場合に限り、本条第4項の定めに従い、料金を返還するものとします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から3か月を経過する日までに当該請求をしなかった場合は、契約者は、その権利を失うものとします。

- 2 前項の場合を除き、当社の責に帰すべき事由により当社が損害賠償をする範囲は、予見可能な相当因果関係のある直接的な損害のみとし、データの消失、逸失利益、偶発的損害、間接的損害、派生的損害、懲罰的賠償金等は損害賠償の範囲には含まれません。ただし、当社に故意または重過失がある場合にはこの上限を適用しません。
- 3 当社は契約者以外に対しては、いかなる場合であっても損害賠償責任を負いません。

4 サービス品質に係る料金の適用

1 OIXサービス、LuxLine ※SLA有りのサービスに限る。

①OIX稼働率	
稼働率	料金返還率
99.9%以上	0%
99.8%以上、99.9%未満	1%
98.0%以上、99.8%未満	3%
95.0%以上、98.0%未満	10%
90.0%以上、95.0%未満	20%
90.0%未満	100%

1 料金月内において、ネットワーク全体の稼働率が99.9%未満となった時に、その稼働率に応じた料金を返還するものとします。

②故障回復時間	
回復時間	返還率
1時間以上 2時間未満	10%
2時間以上 4時間未満	20%
4時間以上 6時間未満	30%
6時間以上 8時間未満	40%
8時間以上 48時間未満	50%
48時間以上	100%

当社の責に帰すべき事由により、1時間以上故障が継続した場合。故障回復までに要した時間に応じた料金を返還するものとします。

③網内遅延時間	
基準値	返還率
35ミリ秒(35msec)	10%

当社が指定する対象区間の平均伝送遅延時間が基準値を超えた場合、料金を返還するものとします。

④開通遅延時間	
遅延日数	返還率
1日	10%
2~14日	10%+1%(1日当たり)
15日	25%
16日~27日	25%+1%(1日当たり)
28日以上	50%

新規開通回線を対象として当社がご通知する開通予定日を基準とし、契約者の都合によらない理由に

より開通日が遅延した場合にその遅延日数に応じて、料金を返還するものとします。

⑤故障通知時間	
基準値	返還率
60分以上	3%

契約者の都合によらない理由により故障が発生した場合、当社が故障を発見してから60分以内に、契約者があらかじめ指定した連絡先に故障を通知できなかった時に、料金を返還するものとします。

2 トランジットオプション Lux Line ※SLA有りのサービスに限る。

①故障回復時間	
回復時間	返還率
1時間以上 12時間未満	1/90
12時間以上 1日未満	1/30
1日以上 3日未満	1/10
3日以上	全額

当社の責に帰すべき事由により、60分以上故障が継続した場合、故障回復までに要した時間に応じた料金を返還するものとします。

②遅延時間	
基準値	返還率
35ミリ秒(35msec)	1/30

当社が指定する対象区間におけるパケット往復転送時間の月間平均値が基準値を超えた場合、料金を返還するものとします。

③パケット損失	
基準値	返還率
1%	1/30

バックボーン区間のパケット損失率の月平均値が基準値を超えた場合、料金を返還するものとします。

④故障通知時間	
基準値	返還率
60分以上	1/30

契約者の都合によらない理由により故障が発生した場合、当社が故障を知った時刻から60分以内にあらかじめ契約者が指定した連絡先に通知しなかった時に、料金を返還するものとします。

(免責)

第41条 当社は前条の場合を除き、契約者がオキットサービスの利用に関して損害を被った場合で

も、理由の如何を問わず、契約者に対して一切の賠償の責任を負わないものとします。ただし、サービス種別毎に、当社が別に定める場合のほか、当社に故意または重過失がある場合にはこの限りではありません。

第7章 技術的事項等

(当社の装置維持基準)

第42条 当社はオキットサービスを正常な状態に維持するよう、善良なる管理者の注意義務をもつて当社の設備を維持します。

(マシンルームの環境維持)

第43条 契約者は、マシンルームの環境を乱すおそれのある、いかなる装置も設置しないものとします。

第8章 対象設備の用意等

(対象設備および対象設備の用意等)

第44条 オキットサービスの契約者の当該サービスに係る電気通信設備（以下「対象設備」とします。）について、対象設備を契約者の責任において用意することとします。契約者は、書面により、対象設備を当社に設置するために必要な情報を、第15条（サービス開始）で定めるサービス開始日の10営業日前までに当社に連絡するものとします。

(対象設備の搬入)

第45条 契約者は、契約者の責任において、対象設備を当社の指定する場所へ搬入、設置するものとします。

(マシンルームへの入室)

第46条 契約者は次の各号に該当する目的に限り、当社にマシンルームへの入室を要請することができます。

- (1) 対象設備の搬入・搬出
- (2) 対象設備への物理的作業の実施
- (3) 対象設備の保守上最低限必要な作業の実施

2 前項においてマシンルームへの入室を要請する場合は当社が別に定める入室方法によります。

(ラックおよび電力の提供)

第47条 当社は、オキットサービス契約者に対し、対象設備を備え付けるためのラックを、第15条（サービス開始）で定めるサービス開始日前までに契約者に割当てます。

- 2 当社が前項の契約者に割当てたラックは、当該利用契約の終了と同時に、自動的に当社に返却されます。
- 3 契約者は、当該利用契約の終了と同時に、搬入した機器類を速やかに撤去し、原状回復義務を負うこととします。

(保守用回線の接続)

第48条 契約者は、運用、保守の目的に限り対象設備へ次のとおり保守用回線を接続することができます。

- (a) 加入電話回線
- (b) I S D N回線
- (c) 高速ディジタル回線
- (d) その他

- 2 利用する保守用回線は、契約者の名義で契約し用意するものとし、費用は、契約者が保守用回線を契約する電気通信事業者へ直接支払うものとします。

第9章 I Pアドレスの割当

(I Pアドレスの割当)

第49条 オキットサービスの利用に関して必要なI Pアドレスについては、当社が指定します。

- 2 契約者は、前項に基づき指定した以外のI Pアドレスを使用してオキットサービスを利用することはできません。
- 3 提供するI Pアドレス数は、当社が指定した単位とし、必ずしも連続したI Pアドレスを提供するとは限りません。
- 4 I Pアドレスを追加する場合、契約者は、I Pアドレスを追加する理由を当社に書面をもって報告するものとします。

第10章 雜則

(情報の管理)

第50条 契約者は、オキットサービスを利用して受信し、または送信する情報については、その消失を防止するための措置をとるものとし、当社は当該情報を保護する責任を一切負わないものとします。ただしサービス種別毎に当社が別に定める場合はこの限りではありません。

(契約者のデータの権利)

第51条 契約者がオキットサービスに関して登録した情報の知的所有権について、当社は当該権利を保護する責任を負わないものとします。

(機密保持)

第52条 当社は、利用契約の履行に際し知り得た契約者の業務上の機密（通信の秘密を含みます。）を第三者に漏洩しないものとします。ただし、法令に基づき開示を求められた場合は、この限りではありません。

(契約者の義務)

第53条 契約者は、当社から発行されたサービス開始の確認書等オキットサービスを運営するに必要な情報を管理する責任を負います。

2 契約者は、サービスに関して知り得た当社の機密情報を当社の事前の承諾なく第三者に開示しないものとします。

(契約者名の公開)

第54条 契約者は、当社の定める方法により、契約者名を公開することを承諾します。ただし、契約者からの申出がある場合はこの限りではありません。

(反社会的勢力の排除)

第55条 契約者および当社は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項について誓約します。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう）および経営に実質的に関与している者（相談役、顧問、主要な株主その他いかなる名称を有する者を問わず、会社の経営に対し影響力を有する者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力によって、その経営を支配され、または経営に実質的に関与されている関係にないこと。
- (4) 反社会的勢力に対し、資金等を提供し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持、運営に協力または関与する関係にないこと。
- (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (6) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (7) この契約の有効期間内に、自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - (a) 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - (b) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

- 2 契約者および当社は、本契約に関する下請契約または再委託契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合、その相手方（以下「下請負人等」という。）が前項各号に該当しないことを表明保証させ、下請契約等に本条と同様の条項を設けるものとします。
- 3 契約者または当社の一方について、この契約の有効期間内に、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができます。
 - (1) 第1項各号の誓約に違反したことが判明した場合
 - (2) 第1項第7号の誓約に反する行為をした場合
 - (3) 正当な理由なく、下請負人等が反社会的勢力であることを理由とする下請契約等の解除等の必要な措置を講じないなど、前項の規定に違反した場合
- 4 契約者または当社が前項の規定によりこの契約を解除したとき、解除原因者は解除権行使者に対して、解除により生じる損害について一切の請求を行わないこととし、解除権行使者は解除原因者に対し、解除により生じる損害について請求できるものとします。

（準拠法）

第56条 この約款に関する準拠法は、日本国法とします。

（合意管轄裁判所）

第57条 この約款に関する紛争は、横浜地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。ただし、契約者が消費者契約法に定める消費者である場合は、日本の法令で定められた裁判所にも管轄権が認められるものとします。

附 則(2015年9月1日)

この改定規定は、2015年9月1日から実施します。

附 則(2022年3月3日)

この改定規定は、2022年3月3日から実施します。

附 則(2026年3月13日)

この改定規定は、2026年3月13日から実施します。